

## 2011 年度高等教育関係予算についての決議

現瞬間に国会審議中の 2011 年度予算政府案は、民主党主導政権が初めて本格的に作成したものであり、日米軍事同盟強化、財界奉仕、国民生活破壊として批判を浴びているものであるが、大学関係予算に関しては、大学関係者の長年の運動と声も反映されて、当初政府が企図していた一律 1 割カットが回避されたとはいえ、複雑な様相を示している。

国立大学への運営費交付金については、前年度比 0.5% (58 億円) の削減がなされたが、新設の財政誘導的で競争激化を加速する国立大学教育研究特別整備費 (58 億円) が加わったため、交付金の総額は現状維持とされている。一般運営費交付金の額は対前年度比 50 億円減とされているが、これには新規組織整備への対応、授業料免除枠の拡大等に伴う増額が含まれており、教育研究費に関わる一般運営費交付金に限ると対前年度比 108 億円減であり、使途が制約された特別運営費交付金の予算額は対前年度比 71 億円の増額となっている。

2011 年度予算案での一般運営費交付金の減額と、特別運営費交付金への傾斜は、これまでそれぞれの地域において高等教育を支えてきた地方大学や存立基盤の弱い単科大学等の存続そのものを危機的な状況に陥れ、大学間の格差をいっそう拡大するものである。短期的な成果を追い求める、いきすぎた競争と集中は、基礎科学を枯渇させ、広い視野を持つ人間を形成する妨げとなるものであり、基盤的教育研究費の拡充を改めて要望する。

私立大学等経常費補助については、対前年度比で 13 億円 (-0.4%) が減額された。私大経常費補助 3,209 億円の内訳は、一般補助 2,812 億円、特別補助 398 億円となっており、私立学校振興助成法の趣旨や「経常費の 50% 補助を速やかに実現すること」という同法成立時の国会附帯決議に反して、補助率がわずか 10% 程度にすぎない現況で私大経常費補助総額の削減をしながら、「一般補助のウエイト拡大」と喧伝しているのは、憤りを禁じ得ない。

2011 年度政府予算案決定の過程で、財務省と文科省との間で「大学における機能別分化など大学改革を強力に進める方策を、1 年以内をめどに検討し、打ち出すこと」が合意された。しかし、大学を機能別に分けることは研究と教育の総合的な発展を阻害することになることから、政府・文科省主導の国立大学の機能別分化の推進に強く反対する。

学生と大学院生を対象とする 2011 年度政府予算案については、授業料免除枠は、国立大学では学部・修士は対前年度比 7.3% 増の 3.6 万人、博士は同 12.5% 増の 6,000 人とされているが、私立大学では学生と大学院生を合わせて 4,000 人増の約 3.3 万人に留めている。奨学金は、無利子が 9,000 人増の 35.8 万人、有利子が 7.9 万人増の 91.4 万人と増額されている。しかし、2010 年度の学生数が 260 万人、大学院生数が 27 万人であることを考慮すると、公的援助の水準は極めて不十分であると言わざるを得ない。

根本的な問題として、日本では高等教育への公的財政支出が極めて少なく、私立大学はもとより、国公立大学も過度の私費負担に依存している。こうした状況は、卒業生の雇用の急速な悪化とも相まって、経済的理由によって大学等への進学をあきらめるといった問題を引き起こし、高等教育を受ける権利を奪うとともに、進学者に対しては重い家計負担を強いるものとなっている。

政府に対して、国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) の高等教育の漸進的無償化条項の留保を撤回し、高等教育の無償化を視野に入れた学費の引き下げおよび給付制の導入等の奨学金制度の抜本的改善を求める。